

令和7年(フ)第1443号

京都市左京区岩倉長谷町1263番地
破産者 有限会社雅コーポレーション

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1444号

京都市左京区岩倉長谷町1263番地
破産者 雅システムワークス株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第303号

岡山県倉敷市北畝二丁目2番10号
破産者 株式会社哲工業

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第259号

高知市帯屋町一丁目9番24号
破産者 株式会社イーキューブプラス

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第617号

熊本市北区清水万石一丁目8番117号
破産者 成建工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月5日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定**令和7年(フ)第416号**

岩手県岩手郡雫石町上町東25番地3
破産者 昌山 聡子

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年(フ)第37号

盛岡市新田町11番2-206号
破産者 赤澤雅貴子

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第281号

茨城県水戸市吉沢町259番地 コンシェルシアC棟204号
破産者 藤田 璃穂

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第490号

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4286番地2
ニュープレイス202号
破産者 深谷 千晴(旧姓根本)

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第2701号

札幌市中央区北2条西21丁目1番13号 グラ
ンステージ円山公園II303号
破産者 高橋 五月

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第71号

神奈川県相模原市南区相模台6丁目25番1号
エクセルさがみ台202、申立時の住所神奈川県座間市相模が丘3丁目55番21号 グローリアスF101号
破産者 根本 龍生

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第559号

熊本市中央区世安3丁目8番4号 304、転
入前住所熊本市南区江越2丁目15番5号
破産者 島本 範久

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第70号

熊本市東区下南部2丁目3番23号 シャトー
グローリーA202
破産者 池邊 佐紀

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第2521号

札幌市白石区平和通3丁目北5番8-602号
破産者 藤崎 暁光

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2733号

札幌市白石区東札幌6条5丁目1番16-102号
破産者 吉田 舜

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第9号

北海道旭川市豊岡5条6丁目2番2号 レオ
ナ豊岡5・6 108号室
破産者 堀田 耕一

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和8年(フ)第11号

北海道旭川市神楽岡14条5丁目3番7号 ハ
イツITO 101号室
破産者 合田 彩乃

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第126号

福島県いわき市小浜浜愛宕町14-2 Sun
ヴィラージュA202号室、開始決定時の住所
福島県いわき市洋向台5丁目3番地の6
破産者 加藤 靖裕

- 1 決定年月日 令和8年6月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部